

消 防 局 告 示 第 7 号

令和3年(2021年)10月1日

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第36条第2項(同法第37条の2第3項において準用する場合を含む。以下「貯蔵施設等」という。)の規定に基づく意見書の交付を受けようとする者が提出する書類を、次のとおり定める。

下関市消防局長

液化石油ガス貯蔵施設等の設置許可等の申請に必要な書類
を定める件

- 1 貯蔵施設等の設置許可を受けようとする者
 - (1) 意見書交付申請書
 - (2) 貯蔵施設等設置許可申請書の写し
 - (3) 貯蔵施設等の位置(他の施設との関係位置を含む。)及び構造並びに付近の状況を示す図面
 - (4) 防火管理の計画
- 2 貯蔵施設等の変更許可を受けようとする者
 - (1) 意見書交付申請書
 - (2) 貯蔵施設等変更許可申請書の写し
 - (3) 前項(3)及び(4)を添付する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(平成17年消防局告示第7号の廃止)
- 2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第36条第2項(同法第37条の2第3項において準用する場合を含む。以下「貯蔵施設等」という。)の規定に基づく意見書の交付を受け

ようとする者が提出する書類を定める告示（平成17年消防局告示第7号）
は、廃止する。